

静岡市ホームページ バナー広告掲載仕様書

1 広告枠の概要

(1) 名称

静岡市公式ホームページ バナー広告枠

(2) 広告枠

年間 20 枠／月 × 12 か月 = 240 枠

(トップページ枠 10、各 2 階層カテゴリページ 10)

(3) カテゴリ（メニューページ）

次の 7 カテゴリに同一広告を表示する

防災・安全、暮らし・手続き、子育て・教育、健康・医療・福祉、しごと・産業、観光・文化・スポーツ、市政情報

2 契約内容

(1) 広告枠の取扱方法

受託者は、静岡市ホームページに設定する全広告枠を年間で一括買い取り、第三者広告主を募集し掲載する。

(2) 受託者の業務

- ・バナー広告の募集・営業
- ・バナー広告原稿（画像データ）の作成・受領
- ・市へ提出する申込書類の取りまとめ
- ・掲載後のリンク先確認、差替え対応
- ・静岡市広告審査会の審査に必要な情報提供
- ・掲載期間管理・報告
- ・市との協議および必要な調整

(3) 広告主提出書類

受託者は、広告主から次の書類を徴収し、市へ提出する。

- ・静岡市ホームページ広告掲載申込書（様式第 1 号）
- ・広告原稿（JPEG/PNG 画像データ）
- ・事業内容が分かる書類（パンフレット等）
- ・必要な資格・許可の写し
- ・市長が必要と認める書類（掲載基準に基づく確認資料等）

(4) 審査・掲載

- ・広告掲載の可否は、静岡市広告審査会の協議を経て決定する。
- ・審査期間は、書類提出後おおむね 20 日程度。

3 バナー広告の仕様

(1) 規格

- ・ サイズ：縦 70px × 横 182px
- ・ ファイル形式 JPEG または PNG
- ・ データ容量：4KB 以内

備考：完全データ入稿、GIF アニメーションは不可、画像デザインは静岡市ホームページに掲載する広告の取扱要綱・静岡市広告掲載基準に準拠

4 掲載できる広告

(1) 掲載基準の適用

以下の 2 つに適合すること

- ・ 静岡市広告掲載基準
- ・ 静岡市ホームページに掲載する広告の取扱要綱

(2) 掲載できない広告

- ・ 公序良俗に反するもの（暴力・薬物・売春等）
- ・ 政治活動・選挙関連・宗教活動
- ・ 人権侵害、差別的表現
- ・ 法令違反・許可未取得の事業
- ・ 消費者金融、風俗営業、投機勧誘
- ・ 未成年に不適切な表現（性的・暴力的など）
- ・ 健康食品・金融商品などで誤認を招くもの
- ・ 社会的論争が大きいテーマや意見広告
- ・ 名刺広告（単なる事業名の列記）
- ・ 景観を損なうデザイン
- ・ 消費者被害の未然予防や被害拡大の観点から適当でないもの
- ・ 青少年の保護・健全育成の観点から不適切なもの
- ・ 暴力団を利用するものの、又はそのおそれのあるもの
- ・ 上記のほか、適当でないと市長が認めるもの。

5 掲載手順

(1) 受託者から市へ 2 (3) の書類を揃え広告掲載申込み

(2) 市による審査

広告審査会による審査を経て決定

(3) 掲載開始

審査「可」決定後に掲載

6 掲載中の変更・停止

- ・市長は、広告内容・リンク先に不適切な内容がある場合、変更命令・停止ができる。
- ・広告主が変更命令に従わなければ掲載を取り消す。
- ・市は掲載停止による損害賠償責任を負わない。

7 その他

- ・掲載基準に基づき、市がデザイン修正を依頼する場合がある。
- ・掲載ページは必要により閉鎖される場合がある。
- ・本仕様書に定めのない事項は、静岡市ホームページに掲載する広告の取扱要綱・静岡市広告掲載基準に従う。
- ・この広告掲載業務に係る契約は、この広告掲載業務に係る令和8年度静岡市各種会計予算が令和8年3月31日までに成立し、同年4月1日以降に双方が契約書に記名押印することによって確定するものである。